

群馬用水事業ごみ等収集運搬業務（単価契約）仕様書

第1節 適用

この仕様書は、群馬用水事業ごみ等収集運搬業務（単価契約）（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務の履行場所

業務を履行する場所は、次のとおりとする。

群馬県前橋市古市町 386 番地

独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所群馬用水管理所

第3節 業務の内容

群馬用水管理所におけるゴミ集積所（第5節参照）の事業ごみ（可燃ごみ・資源ごみ・紙ごみ）の収集・運搬・処理を行うものである。業務の対象となるごみの種類等は以下のとおりとする。

- 1) 可燃ごみ 紙くず類等
- 2) 資源ごみ 空き缶・空き瓶、PETボトル等
- 3) 紙ごみ ダンボール、新聞紙、雑誌類、PPC用紙等

第4節 業務の履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、業務を実施する日は、原則、別添の年間カレンダーのとおりとする。

ただし、年間予定回数（収集の場所及び回数・予定数量表「①年間収集回数」）の枠内であれば、発注者と受注者が協議の上、別に収集日を設定することができるものとする。なお、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日、5月1日及び8月10日から8月14日までの間は業務の実施を要しない。

（収集の場所及び回数・予定数量表）

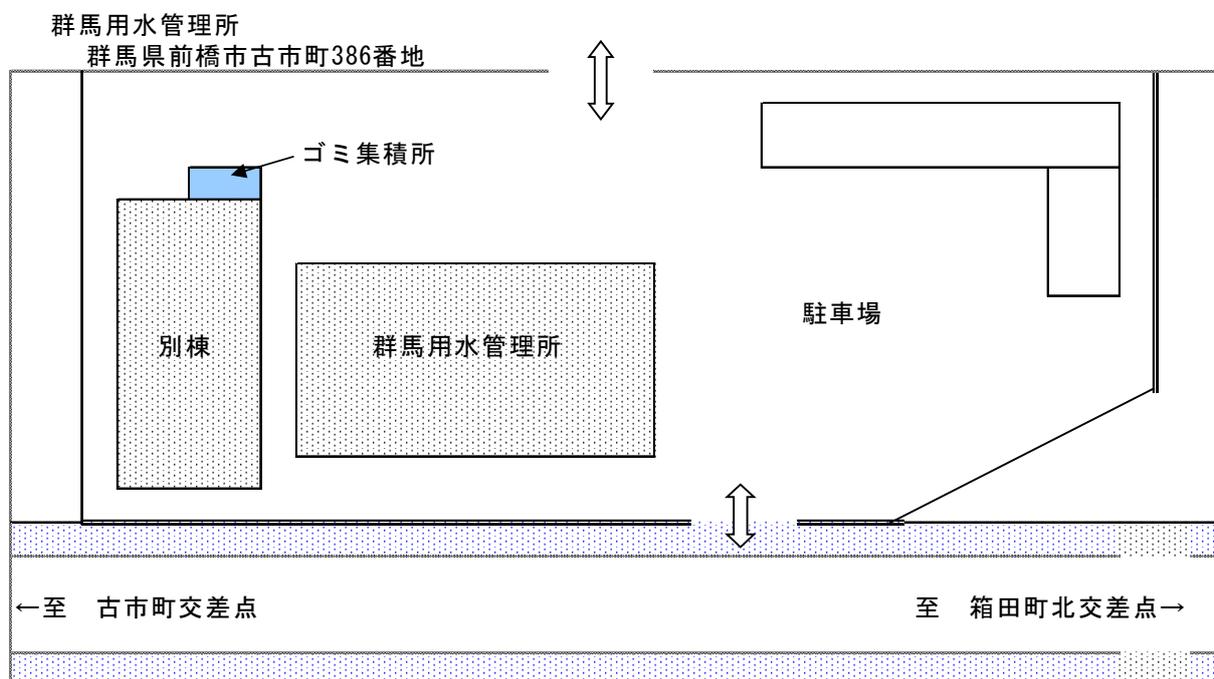
場所	種別	収集頻度	収集日（標準）	①年間予定 収集回数	②単位あたりの 収集量（予定）
群馬用水管理所	可燃ごみ	1回/週	毎週金曜日	49回	20kg/回
	資源ごみ	2回/月	第2・第4木曜日	22回	10kg/回
	紙ごみ	年1回程度	発注者が指示する日	1回	20kg/回

※「②単位あたりの収集量（予定）」は、「①年間予定収集回数」1回あたりのごみの予定（平均）量です。

（参考）過去1年間のごみ収集実績（概数）

可燃ごみ	資源ごみ	紙ごみ
703kg/年	132kg/年	0kg/年

第5節 作業場所略図



第6節 作業報告書等

- 1 受注者は、月ごとに作業報告書（別記様式）を作成し、ごみの種類ごとの処理数量の実績を翌月15日までに発注者に報告するものとする。ただし、3月分の作業報告書は、翌月7日までに発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から提出される作業報告書（別記様式）を確認後、併せて受注者が提出する請求書に基づき、月ごとの代金を支払うものとする。

第7節 その他

- 1 契約単価は、契約期間中は変更しないものとする。ただし、経済情勢の変動その他やむを得ない事由によって著しく不相当となったときは、発注者と受注者が契約変更のため協議するものとする。
- 2 この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。

以 上

(別記様式)

作業報告書（群馬用水事業ごみ等収集運搬業務）

令和8年度 月分

日付	可燃ごみ (kg)	資源ごみ (kg)	紙ごみ (kg)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				